

令和8年度記者会見参加に係る事前登録申請手続（更新を含む）について

東京地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには、事前登録申請手続が必要であり、令和7年度中に登録された記者についても、改めて後記③の登録更新申請手続が必要となります。

この登録は、次の①ないし⑥の各会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者に限り申請することができますが、各会員社に所属する記者の登録については、1社につき3名を上限とします。

また、記者会見場の収容人員に限りがあることから、登録した記者であっても、記者会見当日の参加希望者が多数となった場合には、抽選又は先着順等により、参加人数を制限されることがありますので、あらかじめ御了承願います。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有する者
- ⑧ 以上①ないし⑦に該当しない記者で、各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者

2 新規登録申請手続

(1) 新規登録申請をする記者（ただし、他の検察庁における事前登録済みの記者を除く。）は、次のアないしウの書類を東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出願います。

ア 登録申請書（新規）

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）

なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付し、マイナンバーカードの写しを提出する場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出願います。

ウ 同⑦に該当する記者については次の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当する記者については次の(ア)及び(イ)に掲げるもの

- (ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し
- (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書
- (2) 既に他の検察庁に事前登録済みで、当庁に新規登録申請をする記者は、次のア及びイの書類を東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出願います。
ただし、必要に応じて、次のア、イ以外の書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ア 登録申請書（新規）の所定欄に、他の検察庁に登録済みであることを記載したもの。
- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）
なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付し、マイナンバーカードの写しを提出する場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出願います。

3 登録更新申請手続

令和7年度中に当庁に登録済みの記者は、次のアないしウの書類を東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出願います。

- ア 登録申請書（更新）
- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）
なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付し、マイナンバーカードの写しを提出する場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出願います。
- ウ 同⑦に該当する記者については次の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当する記者については次の(ア)及び(イ)に掲げるもの
- (ア) 直近1年以内において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも1記事以上）の写し
- (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が記事等を提供している各会員社において発行した証明書
ただし、前記直近1年以内に執筆・掲載した記事等が、署名記事や書籍など執筆者が確認できるものである場合は、この証明書は省略することができます。

4 各登録の申請期限

令和8年度登録の申請期限は、令和8年3月2日（月）（消印有効）とします。

5 事前登録が認められない場合のお知らせ

申請書類の不備等の理由により、事前登録が認められない場合には、令和8年3月中旬頃にその旨お知らせします。

6 各登録申請書の郵送先及び問合せ先

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁検察広報官

電話 03-3592-5611 内線3408

（メール・FAXでの問合せには応じておりません。）

以 上